



大阪労働局発表  
平成28年5月25日

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

## 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定に関する大阪地方労働審議会の答申について

### 最低工賃額引き上げの答申

大阪労働局長（中沖剛）は、平成28年1月20日に、大阪地方労働審議会（会長石田信博 同志社大学教授）に対して、当局で定めている大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定についての諮問をしていたが、5月25日付けで同審議会から最低工賃について一部品目（工程）に係る最低工賃額を引き上げる旨の答申があった。

最低工賃についての答申内容は、別紙のとおりである。

なお、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃については、11年ぶりの改正となる。

当局においては、答申のあった最低工賃について、順次、改正決定のための手続きを進めていくこととしている。

写

平成28年5月25日

大阪労働局長

中 沖 剛 殿

大阪地方労働審議会

会 長 石 田 信 博

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、平成28年1月20日付け大労発基0120第2号をもって貴職から諮問のあった標記について、最低工賃専門部会を設け、家内労働実態調査結果及び各種資料を参考として、慎重に審議を行った結果、同部会において全会一致をもって別紙のと通りの結論に達したので、ここに答申する。

なお、本答申は、地方労働審議会令第6条第8項の規定に基づく専門部会の議決によるものであることを申し添える。

別 紙

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

大阪府の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	工 賃 額	
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(50センチメートル以上×2)につき	151 円
	そで口裏まつり		1枚(30センチメートル以上×2)につき	62 円
	肩裏まつり		1枚(15センチメートル以上×2)につき	27 円
	えりこし(からげ)まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(30センチメートル以上)につき	33 円
	ベントまつり		1枚(20センチメートル以上)につき	25 円
	背すそまつり		1枚(15センチメートル以上×2)につき	43 円
	えり裏まつり		1枚(10センチメートル以上)につき	49 円
	わき裏まつり		針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(50センチメートル以上×2)につき
	前裏すそまつり	1枚(25センチメートル以上×2)につき		39 円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上のもの	1枚(40センチメートル以上×2)につき	56 円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40センチメートル以上×2)につき	41 円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき	14 円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	11 円
	糸くず取り		1枚につき	72 円
	ズボン	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上のもの	1本につき
前立てまつり		針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1本につき	9 円
天ぐまつり			1本につき	9 円
小またちどり			1本につき	23 円
腰裏むし止め		8か所に行うもの	1本につき	31 円
ボタン付け		小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき	6 円
シックむし止め		1か所に行うもの	1本につき	5 円
糸くず取り			1本につき	23 円

4 効力発生の日

平成28年8月1日